

# 会 議 経 過

## 1. 開会

事務局； 今日とは年度末のお忙しい中、第5回の料金統一検討委員会にご出席を頂きましてありがとうございます。今日は三名の方が欠席ということで連絡が入っております。そういうことでこれから始めさせていただきます。次は委員長さんのごあいさつをお願い致します。

## 2. 委員長あいさつ

委員長； 春彼岸が寒くなって農作物に影響があるという話を集落の長老に聞きました。心配な事でもありますけれども、今日はお忙しい中、皆様方にお集まりいただきまして第5回目の上下水道の料金統一検討委員会を開催するわけでありまして、今日は前回から4ヵ月ぐらい経過しているわけでありまして、それぞれ皆様方にも自身で検討して色々と勉強されたことと思っておりますが今日は今までの流れを事務局の方からご説明願ったりして皆様の活発なご意見を頂きたいと思っております。ご承知の通りでありますけれども、この検討委員会もスケジュールからいくと本来であれば、2月の第4回の検討委員会の後で市長さんに意見を述べるというようなプロセスにしていたわけでありまして、色々ございまして今日は5回目ということになっております。だいぶ慣れてはきたらうと思っておりますので皆様の考えていることを聴かせていただきまして1日も早い料金統一に向かって皆様方のご協力を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども委員会の開催のあいさつに代えさせていただきます。

事務局； 事務局からのお願いでございます。今、委員長さんからもお話がありましたように先回の第4回目からだいぶ日が経ちましたので、ここで改めて検討委員会の設置目的の概略についてお話をさせて頂きたいと思っております。

この設置要領によりますと1番目として上下水道料金がどのようにあるべきかと皆様に意見を頂くことであります。委員会の役割でございますけれども上下水道料金の統一を検討し、意見は市長に対して意見を述べるということでございます。今日委員長さんの方からお話がありました。21年度中の3月31日までに終わることができると思っておりましたが、なかなかそういうわけにもいきませんのでもうしばらく要領上でいうと半年ほど皆様に引き続き委員をお願いしたいと思っております。後は委員長が議長となるのは今まで通りでございますので以上の事を踏まえた上で委員会を進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議 長； それでは議事に入らせていただきます。早速ではございますけれども本日の進め方ですが、先ほども申し上げましたけれども前回の委員会から4ヵ月ほど経過しましたので事務局から復習の意味でこれまでの委員会のポイントを説明してもらい、その後前回委員会で保留されている事項につきましてご説明を願ひ、そして皆様方から不明点や疑問点等がありましたら活発なご意見を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。先ほど申し上げましたけれども設置要領も含めて下水道課長さんからご説明をお願いしたいと思ひます。

## 3. 提案している試案の確認

### 前回委員会の留保事項の説明

事務局； 皆さんのお手元に差替えという 2 枚綴りの資料がございますけれども、1 枚目の A3 の資料については前回の資料で 3 枚に分かれていたものを 1 枚にまとめたものに変えさせてもらいました。2 枚目の“水量区分毎の使用料金”の資料は 4 回目の検討委員会で件数について話をされたときに 26 年なのか現在なのかということで確認をしておきましたところ、数字の違う部分がありましたので件数も少し変わっておりますけれども、件数は平成 26 年度の年間見込件数ということでこの資料と差替えていただきたいと思います。それでは前回からだいぶ時間も経っていますので復習になりますけれども説明させていただきます。

第 2 回の検討委員会の時にお配りした資料 No.4 の“財政計画”という資料を開いていただけますか。下水道料金については水道と違まして料金収入だけでは補えなくて一般会計の方から繰り入れということでお願いしている部分がありまして、下水道料金の算定としましては表の一番下の経営指標の汚水処理原価①②がありますけれども、②の方で言うと平成 26 年度で汚水処理原価の 755 円は 1 m<sup>3</sup>の下水処理にかかる経費でありまして、755 円ではあまりにも高すぎるということでその上の①の維持管理費を賄えるような 153 円/m<sup>3</sup>という料金設定にしたいということで今回計画をしております。それで下水道料金の従量料金を決めるときには 153 円/m<sup>3</sup>以上の料金で検討していきたいということで今回第 1・2・3 案で検討させてもらいました。

今日お渡しした資料の中で A3 の方を開いていただけますか。第 1 案は基本料金を 1,500 円とした場合、従量料金は 170 円として考えています。第 2 案については基本料金を 1,800 円としたときの従量料金が 160 円、第 3 案では基本料金を 2,000 円としたときは従量料金が 150 円ということになりますので、第 3 案については 150 円と 153 円と 3 円ぐらいの差しかありませんけれども、どちらかというに従量料金が維持管理費をクリアしていないということもありますけれど、下水道の方としては 3 案ぐらいが必要だということでこの 3 案を提示させてもらいました。それで水道の方でもお話になっていました高齢者の世帯に配慮したということであれば、下水道の方では出来ませんが基本料金 10 m<sup>3</sup>までを 1,500・1,800・2,000 円という線ではありますけれども基本料金を 10 m<sup>3</sup>と決めておけば二人家族とか高齢者が基本料金で足りるということであれば、基本料金を安くしておいて従量料金を高く設定すれば一番良い配慮になるのかなという気がしますけれども、下水道の方については私達の方から試算としての全国平均の 1,500・1,800・2,000 円ということでの 3 案とも平成 26 年度でこの料金と従量料金にすれば維持管理費を賄えるということでの提案であります。

議長； 下水道の課長さんからご説明がありましたが、これにつきまして何か疑問がありましたら質問してもらいたいと思います。

委員； “第 4 回検討委員会議事録の 10 ページにあります質疑に対する資料”とありますが、これは上水道の方の案ですよね。1 案から 4 案までですね。下水道の第 1 案から 3 案までを提案を説明したわけですね。基本料金 1,500 円が全国平均になると。

事務局； そうです。

委員； それでどの案が良いかをこれから検討するわけですか。

事務局； 今まで私の方で説明しましたけれども、下水道については料金に結構差があるので皆さんからどの料金があるという部分もありますので、水道と違ってそういう提案もありませんでしたので一応皆さんに説明してどのようにしたら良いのかを含めながら復習の意味でもう一度申

し上げさせてもらいました。

議長； 今までの流れの中での補足説明みたいな感じで説明願ったわけでありまして。第1案と2案の1,500円と1,800円になったとき、トータルすると2億4千万とだいぶ差があるのでその辺は維持管理費を賄うためには影響はないと思います。他にございませんでしょうか。ないようでしたら次は水道局の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局； それでは水道の方につきましては案内した文書と共にお送りした資料がございます。後でよく内容を確認したところ、大雑把すぎた部分がありましたので今お配りした資料で説明をさせていただきたいと思います。水道の方はこれまでの次第の確認と保留されていた部分ということで合わせるような形での説明とさせていただきたいと思います。

それで今回お示しします資料は先ほど委員から第4回目の議事録の10ページに口で説明するだけでは分かりにくいので、箇条書きで説明している部分を書き出してほしいとありましたのでお配りしたような資料を作成致しました。水道料金につきましては口径別の基本料金、それから従量料金ということを含めて試算を作成しております。資料を見ながら説明したいと思います。

第1案につきましては基本料金に含まれる水道を口径の大きさ13～20mmの所で10<sup>m</sup>までを基本料金内ということで、従量料金については使った水の量によって段階的に高くなる方式ということで逓増型の単価の取り方をしているのが第1案です。これまでの検討委員会でお出ししています資料で何<sup>m</sup>使ったら幾らになるという比較を細かい所までしますと逆に分かりづらくなる部分がありますので、前回の資料では大まかな所しか表れておりません。

今から説明する部分はその辺が一致しない部分の細かい所まで触れておりますので、そのようにご了解を頂きたいと思っております。第1案で口径が13～25mmについては基本料金の部分と25mmの使用水量が65<sup>m</sup>位まで使っているお宅ではそれぞれの地区で現行料金との差が1番大きくなります。差が1番大きくなっているところについては現行料金より高くなる場合は上がる額が他の案より多いと。ここでは1番大きくなるということで4つの案の中で1番高くなりますし、逆に現行料金よりも安くなる場合については下がる額や他の案よりも少なくなっていくます。そしてこれよりも大きい口径については30～40mmでは230<sup>m</sup>位とちょっと余計目の水量ですし、50mmでは90<sup>m</sup>位までについてはそれぞれ4つの案の中で2番目に高くなっています。一番大きい所の50・75mmでは100<sup>m</sup>位からについては現行料金との差が小さくなっています。一律に上がったり下がったりという形にはならないということでもあります。

第2案につきましては基本水量の部分では第1案と同じですが、従量料金は口径別によって1<sup>m</sup>当たりの単価を設定するのが第2案です。この2案の特徴としましては一番小さい口径13mmについての基本料金の部分は第1案と同じような感じですし、10<sup>m</sup>以上と口径20mmでは現行料金との差が1番小さくなります。現行料金より高くなる場合は上がる額が他の案より少なくなり、現行料金より安くなる場合には下がる額が他の案より多くなります。

以下同じような表現についてはそのような考え方になるとご理解頂きたいと思っております。それから第2案では25mmについては現行料金との差が4つの案の中では2番目に大きくなります。30mm以上については現行料金との差が1番大きくなります。

第3案につきましては基本水量が口径13mmの時だけ5<sup>m</sup>までという形になります。従量料金は第1案の従量料金と同じ段階的に高くなる設定の仕方でありまして。この第3案については13・20mmの基本料金の部分では現行料金との差が1番小さくなっていますが、水を使用して5～15<sup>m</sup>以上になると逆に1番あるいは2番目に高くなる試算の作り方になっております。大きい方の25～40mmでは25～70<sup>m</sup>位まで使っているところ、50mmでは270

m<sup>3</sup>位までとかなり余計な水量になりますが現行料金との差が1番小さくなります。75mmではまた高めになりますので2番目に大きくなります。

第4案につきましては基本水量が第3案と同じ形となり、従量料金は第2案と同じ1m<sup>3</sup>当たりの単価の設定となります。この第4案については口径13mmでは10~20m<sup>3</sup>位までとその上の20mmでは5~30m<sup>3</sup>位までが現行料金との差が1番大きくなります。25mm以上になりますとほとんどの場合で現行料金との差が1番あるいは2番目に小さくなります。それで今、1案から4案までについてお話しした部分はどの地区も大体同じような感じであることをご理解頂きたいと思います。それから次は地区別に見た場合として書いてあります。

村上地区につきましては口径40mm位までは現行料金よりもどちらかという上がる傾向にあります。第2案以外の部分では使った水の量が多くなると高くなるのですが、余計に使うと上がっていく幅が小さくなっていきます。これも注釈をつけておりますが、今のように高くなる場合については使った水の量が多くなると上がる額が小さくなっていきます。安くなる場所は水量が多くなると逆に下がる額が多くなっていきます。村上地区では50mm以上の大きい口径になりますと現行料金よりも下がる傾向になるのですが、極端に多く使うような所では第2・3案の場合、現行料金よりも上がっていきます。上がったりが下がりする部分がどうしても出てしまいます。

次に荒川地区につきましては全体的に現行料金よりも上がる傾向にあります。この地区においては使った水の量が多くなるとその差が段々と大きくなっていきます。特に荒川地区について現行料金の設定で従量料金は1m<sup>3</sup>当たり105円とか基本料金は1,050円とか用途に関係なく一律の設定をしておりますので、これから統一しようとするどの試案に対してどうしても上がっていくような形になります。

次に三枚目になります神林地区につきましては他の所とは違った形になっております。口径13・20mmについて第1・2案では基本料金の部分が若干上がっていき、第3・4案では使用水量が5~30m<sup>3</sup>位までの所で現行料金よりも上がっていく形になります。その上の25mm以上では現行料金よりも全体的に上がる傾向にありますが、これも使った水の量が多くなっていくと上がる幅が狭まっていきます。多い水量の60~100m<sup>3</sup>位については現行料金よりも下がる傾向にあります。括弧書きの大きい口径75・100mmではこれ位の水量になると下がっていきます。

朝日地区につきましても神林地区と同じような感じにはなるのですが、口径13mmでは現行料金よりも下がる傾向にあります。20mmについても大体下がる傾向ではありますが、第2案以外では基本料金から20m<sup>3</sup>位までの使用水量では逆に現行料金よりも上がってしまう所があります。それから25mm以上では現行料金よりも上がっていきませんが、使った水の量が段々と多くなっていくと上がる幅が狭まっていきます。更に25mmでは50m<sup>3</sup>位使ったところ、30mm以上では60~300m<sup>3</sup>位の所については逆に現行料金よりも下がっていくこととなります。

最後の山北地区につきましては全体的に現行料金よりも下がる傾向にあります。現行料金の設定で基本料金の中には5・10m<sup>3</sup>の水量がない現行料金の設定ですので、使った水の量が1m<sup>3</sup>から幾らと基本料金にプラスされますので今の試案のやり方を取っていきまると全体的に下がる傾向にあります。特に口径25mm以上では使った水の量が多くなっていくと下がる幅もそれに連れて大きくなっていきます。ただ、13・20mmについては使った水の量が多くなると逆に下がる幅が小さくなっていきますが、100m<sup>3</sup>位からは部分的に上がってしまう場合があります。

それで前回の委員会の中でもこの4つの案で比べたら第2案当たりが良いのかなというお話が出ておりましたし、そこへプラスで水を使うのが少ないお宅についても基本水量を5m<sup>3</sup>までという一段階を加えたことも考えていただければというようなお話も必要だと思います。

し、更にその辺の所を詰めていかなければと思っております。

議長； ありがとうございます。上水道と下水道の今までの流れを皆さんにご審議願ったことなどをさかのぼって詳しくご説明を願ったわけでありませう。これらにつきまして全般に渡ってのご質問等がございましたらお願い致します。

#### 4. 不明点・疑問点の質疑

委員； 今まで4回の検討委員会でのご説明を受けながらやってきたわけなのですが、なかなか検討委員ということで私の場合は荒川地区の代表ですのでそのような事を考えまして事務局の方に一つお聞かせいただきたいというお願いでございます。先ほどの説明にもありましたように合併後6年後の平成26年の4月1日に料金を統一するという事で今まで検討委員会で色々やってまいりました。しかし色々数字を説明頂きましたが理解しきれないというか不明な点がございませう。

今までの説明だと水道料金については都市地区と農山村地区ではどうしても価格差が大きくなります。例えば荒川地区・村上地区、それから朝日地区・神林地区等の都市地区と農山村地区で分けますと不公平感を感じませう。要因は料金を一本にして統一設定するという事になっているので、どうしてもそういうことになるかなと私は考えてございませう。よって荒川地区・村上地区のような都市地区と朝日地区・神林地区等の農山村地区と二通りに分類すれば、地区別の料金を統一設定すれば格差が少なくなり、コストの削減にも繋がるのではないかなと思ひませう。どうしても統一するのを一本にしなくても良いのではないかなと考えてございませう。また村上市合併の予算ですけれども荒川町はその部分も踏まえて正直に言ひませうと合併したわけですけれども、合併の良さはやはり格差を無くし、公平にすることによって合併する意味があるのではないかなと思ひませう。よって格差があるわけですから安くなるというか現行料金と比較して影響額が多くなる地区は困りませう。どうしても高くなるというか格差が多くなる地区を考えませうと二通りに格差の是正をすれば良いのではないかなと私はこういうふうを考えませう。

先ほども申し上げましたが荒川町は村上市と合併致しました。当初は一緒に合併ということではございませうし、水道料とかも合併協議会の委員会ということで立ち上げたころは一緒にいたことも各部署であったわけですけれども、その後肝心な時に荒川町が抜けたものですから、やはりそれらも影響しているのではないかなと考えませう。よって村上市合併の協議会策定委員会各部署におかれましては既に事務局の案がある程度、私は先回・先々回も申し上げましたけれども、案はある程度取りまとめられて決定に近い段階に来ていたのではないでございませうか。

そこに荒川町が合併したというような事になるのではないかなと考えてございませう。よって上下水道の場合についても同様に案についてもそのような事ではないかと想定されるわけではございませう。荒川地区の場合は先ほども基本料金が安いということもちょっと触れられましたが、安いというのは正直申ひませう荒川地区は管内で一番面積の小さい地区ではございませう。

36.71㎥とわずかに14~15㎥位の中で3,530世帯といった密集した地区で生活・維持管理している管理の面も分担しているわけではございませうから、そんな所から考えませうとやはり今までの説明を総合的に考えて基本料金を下げて二本立てで積算していただければ、おのずと格差は是正されて従量料金を例えば逡増型、または口径別料金にしても現行料金と比較して影響額の格差がそう大きくならなくて済むのではないかなと思ひませう。すると荒川地区・村上地区・朝日地区・山北地区でも極端に荒川地区対朝日地区のような格差ではなくて、上手

く調整できるのではないかなと思いますし、資料を見て自分で理解するようなことも考えておりましたけれども、事務局さんにそのようにお願いして出していただいて皆さんが一本にするべきですよというような事で多数のご意見があれば、それはそれで答申されればよろしいかなと思いますし、それから数値を出していただいて皆さんと今一度検討させていただくことも大事ではないかと事務局にお願いするわけでございます。よろしくお願い致します。

議長； 今、委員さんの方から非常に斬新なアイデアだと思っております。これにつきましては出来るか出来ないかを後ほど事務局の方から説明していただきます。当初の示された線に沿って協議しているわけでありまして新たな事になりますと色々に対応も迫られる可能性があるわけでありますから、そこですぐに検討してどうのこうのとは非常に難しい結論だと思いますけれども、後で事務局の方からご説明願いたいと思いますので後ほどよろしくお願い致します。

委員； 山北・朝日・村上・神林・荒川と合併しました。市長がいつも言っているような合併して不安が大変多い中の一つに水道関係の事もあります。どんな事があるのかなと今まで色々話を聞いて考えてみましたら、山北や朝日等の簡易水道がたくさんあるところは水道料金だけで水道局をやっていく力が無い、出来ない。一般会計からどんどん入れていかないと水道事業は成り立っていかないのではないかと。村上や荒川は水道事業で料金とかそういうので大体いけるのではないかと。いける所といけない所が一緒になったのだからどう考えるか、そうすると足りないところは一般会計から出せば良いのではないかなと思います。

この前、平成 26 年度までの計画が出ましたよね。『元気“e まち”村上市』、“村上市総合計画”の 72 ページから上水道整備とかその次に下水道についても書いてあります。そういうのを見ましたら、私達が今検討しているのは色々な実態があります料金や決め方も違います。多分山北は山北町長がやってきて、朝日は朝日村長がやってきて、村上は村上市長がやってきて、神林は特別で神林方式というのを勉強しました。私が校長をやっているころ、改善センターで村長が講師で神林の推進計画について説明していました。290 号線・7 号線・日沿道、それから田んぼの基盤整備等を先の先まで考えて統合する学校から水道だとか色々な事をこういうふうにやりますよという。ところが、合併するときになったら負債がたくさん残っていて問題になったそうですが私はよく分かりません。でも聞いたときは素晴らしい計画だと思いました。日沿道が早くできなかったからでしょうね。荒川地区、村上地区の水道関係の皆さんはちゃんと条例で分担・負担についてもきちんとして、分担金は幾ら、負担金は幾らでやってきましたね。そして計画を立ててやっていると繋いでくれないと言えば料金は入ってこないですけれども、作って繋いでいければ大体いくような計画になっています。そうならないのだけれども 20 年から合併して 26 年に統一料金を出そうと今ここで検討しているのはこういうふうだと良いなというのを検討しているのかなと思うのですが間違いでしょうか。22 年度からこういう料金でやりましょうというのでは無いですよ。合併協議で同意しているのは各実状を考えて段階的に決めていきますよね。そうするとこういう状態ですから、山北地区や朝日地区は構わないで村上地区だけは大変安いからちょっとだけ上げましょうとか荒川地区もちょっと安いから高くしましょうとか、色々段階を踏んでここに段々と近づけていくと村上市の水道事業が一般会計から入れなくても事業をやっているようになるでしょう。この前の推進計画によると 26 年度からできるようにすると書いてありますが違いますか。

事務局； 上水道は企業会計がございまして一般会計からはお金が入っておりません。村上には上水道と簡易水道と山北と同じような所もあります。それについては一般会計からお金が入って

おります。下水道についても多くのお金が入っております。

委員； 26年度までにこうなるよという推進計画を説明してくれましたよね。それでやっていけるようにするために統一料金をどうしたら良いのかを今提案しているのでしょうか。違いますか。

事務局； その通りですけれども、26年度までに段階的に改定していくということですね。

委員； 最終的には4つの案があってこの案でいきますよと決めて、下水道では3つの案があってその3つの案のこの案でいきますよというのを決めていくと大体収入と支出の方は大体わかった、負債は返せないのですか。段々と減ってくることはなっていますけれども、どこから返しているのかが分かりません。今やっているのはそうじゃないですか。

議長； 26年度まで段階的にきちっと決めますが、その前に今話し合っているのはできれば23年度から賦課できるような形に持って行ったらどうかをきちっと26年度までに決めますよと。

委員； 26年度までに統一しようというのが合併するときの約束ですよ。23年度から段階的にやりましょうというのだから、何段階にするかとかそういうのを検討するのでしょうか。今委員さんから山北地区・朝日地区・神林地区と村上地区・荒川地区の実情は違うのだから二本案を出せと。26年度までいくような案を考えれと言うのですよ。

委員； そういう案を作って、その案でまず検討してみて今までは一つの案で検討してきましたから今度は今までの案と私がお願いした案とでまた検討していただければ、更に皆さん料金を下げる方は納得してくれるだろうと思います。

議長； 言いたいことは分かりました。

委員； 私が理解していることと違う。

議長； いや、違わない。

事務局； 委員長さんのおっしゃる通りで違います。間違いありません。

委員； こういう考えでこれから言っていた意見を述べたいと思います。そうすると委員長さんは委員さんから出たのは今すぐには無理だからどういふことを今からやろうと言いますか。

議長； 委員さんから提案があったのをここでプランにあげても、今すぐ即答はできないから皆さんの議論も必要だろうし、事務局の検討も必要だろうと思いますので今すぐ即決して2案目を入れて今までやったことと一緒にしてやりますよという即答はここでは難しいのではないかなと思います。

委員； 本当に即答はできませんから、私はそれで事務局に提案をお願いしたわけでありませぬ。

委員； それに対して事務局はどうなのですか。

事務局； それは待ってくださいと承って委員さんのご了解を得たという形になっております。

委員； もう一点確認したいのだけれども、今 21 年度から 22 年度になりますよね。22 年度から第 1 段階が始めるのを今やっているのではなくて、あるべき姿を 26 年度にこうあるのが良いというところを審議しているのでしょうか。

議長； それは最終的に 26 年度だけれども、23 年度にある程度の目処をつけた後に問題点が出てきた場合はその都度検討しながら 26 年度までにはきちっとしたものを提案できると。今は意見を市長に述べるという形に検討委員会が位置付けられています。

委員； 23 年度に第 1 段階にいったらどうかと。最終的にはこういうふうにしたいのだと。そうすれば料金体系はこういうふうにしたら良いのではないかというのを答申するのでしょうか。26 年度にあるのをここで意見の見通しをちゃんと立てて答申を出し、そして第 1 段階はその案ではどうあったら良いか第 2 段階はどうあったら良いかを考える。

事務局； 今、事務局で示しているのは 26 年度のあるべき姿を想定しているわけでありまして。ただそこまで持つて行く第 1 段階として 23 年度あたりにある程度 5～10%位は改定して統一に近づけていこうという考え方ですね。そんな意味で段階的に改定して行って、ある程度近づけていこうと考えられるわけでありまして。

委員； 私の言っていることが正しいでしょう。あなたの言っていることの間違っているところを訂正しなさいよ。23 年頃に検討して、そして最終的にはこういう案にしますよという説明だったでしょう。今の事務局の説明はここでの案を皆で考えて段々とそこへ近づけていくのを段階的にやっていくでしょう。

事務局； 委員長さんの考え方もそれと同じはずですよ。

委員； 同じでないでしょう。

議長； 私の考え方では委員会全体の考え方でありましてから個人的な意見とかそういうのはあまりね。

委員； 委員長が言えれば全体の意見になるのでしょうかね。

議長； まずあなたの言うことも正しいということは皆さんが聞いて判断することでありまして、私の考え方の判断も皆さんが聞いて委員長の言うとおりでありますという形になれば議論を深めてリードするのは私でありますから、今委員さんが言われたように 23 年度にきちっと 26 年度を見越して決めるのも一つだろうし、23 年度に決まった事に対して色々な問題も出てくるだろうし、維持管理費の算出・捻出ができない形も少子高齢化に向かっているわけだからできないときにはもう一度検討して従量料金を上げる可能性もあるだろうし、基本料金も上げる可能性・下げる可能性もあるだろうし、それは 100%きちっと決まることではないのだよと私の考え方とはそういうことですので、まず前に進みましょう。他に何かございませんでしょうか。ありましたらどうぞ。

無いのであれば今委員さんの方から指摘されましたし、他の委員の皆様からも色々と指摘されたり指導を受けたりしていると前に言うておりましたけれども、私の一つの提案があり

ますが事務局さん発表してもよろしいでしょうか。今の委員さんのご意見も含めまして私の意見を述べさせていただくわけでありますがさっきも言われたように5市町村が合併したわけでありまして、そして現行料金の金額や体系が旧市町村単位で先ほども説明されたようになっているわけでありまして。村上市よりも早く合併した市もありますのでその事を聞いてみますと非常に料金の統一が難航しているし難しいと聞いております。そこで私の意見としてお話をさせていただくならば、基本料金と従量料金を一気に決めるというのは今の皆様方の話し合いを聞いていますと非常に難しいので次回にもしできれば基本料金と従量料金を別々にして最初は基本料金だけを決めて、それから従量料金を決めると。なるべく旧市町村単位で余り差が無いような形で決めていければスムーズに決まるのではないかと私は委員長として提案するわけでありまして事務局さんこういうことは可能でしょうか、不可能でしょうかね。

事務局； これにつきましては委員長さんのご意見ですとまず第1段階として基本料金と従量料金があるわけですが、まず基本料金を統一するというご意見ですがそれも最終的にも条例改正の議会への提案もございまして、それは不可能ということではございませんが今までも申し上げましたようにどのレベルで設定すればということもありますので、実際には今予定しております料金収入を確保できるかどうかということもありますので具体的な数字をここでは申し上げることができませんが可能な事は可能でございます。

議長； 今事務局に伺いましたら、それは可能だという意見であります皆様方いかがでしょうか。

委員； 私も事務局・委員長さんのお話は理解できます。それから私が申し上げたのは出だし用に歩調を合わせていただくといったお願いなのですが、将来を考えますと例えば高齢者の世帯とか若者の世帯とかそういった分類の関係も調整しなければならないだろうし、また一般家庭、事業所の関係についても分類調整しなければならないだろうし、更に基本料金についても20~30%の色々な格差等の関係についても調整していかなければ、その時々によって3年・5年の段階で調整をしなければならないと考えます。けれども出だしは合併したのだから合併の良さというのは僅差で調整してもらえば合併の良さが出てくるだろうと思います。ご意見には賛成でございます。

議長； ありがとうございます。他の皆さんはいかがでしょう。

委員； 委員長さんの提案は基本料金だけを統一して、今の検討委員会は終わると。

議長； そうでは無くてその後に従量料金を決める二段階でやろうと。

委員； 二段階ということは一段階目として基本料金をこのメンバーで検討して基本料金を統一するという形が良いですとやって第1段階を終わり、そして22年か23年度にやるわけですね。そして今度は従量料金が決まってないから検討するのは次の人が検討していくと。

議長； 私は先ほど皆さんに了解を得たと解釈していますが、そういうふうになって基本料金が検討委員会で統一されて従量料金も1㎡、例えば170円とか150円といった二段階で決定するわけにもいきませんよね。

事務局； 今の委員長さんの提案でございますが、まず第1段階として基本料金をこの委員会で方向をつけさせてもらって後で直しますけれども、第2段階としては従量料金を決定してもら

ことになります。まず従量料金につきましては 26 年度からの完全な統一ということで考えれば今の段階でそれを決めるのではなくて、26 年度という 3・4 年位ありますので一番新しい決算とかができてきますし、情勢もありますので一番新しいデータをもって従量料金を決めることができれば一番良いのかなと思います。

議長； 要するに答申している一番新しい金額をそのまま更新してやれば可能だよと。そうすれば先ほど委員さんが言われたとおり、次回は基本料金を集中審議していただいた後の従量料金は一番新しいのと同じ金額で賦課される形になろうかと思います。

委員； 基本料金プラス従量料金を 5 地区すべて同じにして今まで通りやるということですね。基本料金だけを変えればどうなるのかな。

事務局； 基本料金だけを統一するとは考えておりませんのでそれは現在分かりません。

委員； 今までののはできるわけですね。無い部分もあるけれども、現在基本料金を設定しているところでは 4 地区設定していますが、設定していないのは神林地区ではなかったですか。違いましたか。

事務局； 下水の方の話をさせてもらえば、確かに神林地区については基本料金を決めていませんけれども 1 m<sup>3</sup>から 200 円ということになっておりますので 10 m<sup>3</sup>を基本料金と決めれば基本料金 2,000 円ということになります。そういうことであれば基本料金を設定できると思います。ただ、先ほど委員さんがおっしゃっていたことも水道の件に対してはあるかもしれませんが下水の場合、正直言いますと村上地区は基本料金 1,200 円/10 m<sup>3</sup>ですけれども、荒川地区は 1800 円、神林地区は 2,000 円、朝日地区は認定ですけれども平成 22 年度を目処にメーターを設置したいということで考えておりますので基本料金については 1,400 円、山北地区については基本料金 1,900 円ということになっておりますので、荒川地区と村上地区だけ違わせるということもなかなか出来かねる部分もあると思います。

委員長； 他に何かございませんでしょうか。

委員； 村上地区と朝日地区の格差はだいぶありますから、それを 1 年で全部一緒にするのを村上地区の方は納得できないと思いますけれどね。それに基づいて大体 26 年度までに統一して合わせましょうというのを今の検討委員会ですから、願いが叶うとかうまくないとか他の委員さんが言ったように二段階でやっていただければ一番良いのだろうけれども、この前の 5 m<sup>3</sup>・10 m<sup>3</sup>でも二段階の統一はなかなか難しいなという事務局の返事でしたけれども、それは委員さんが言うように早急にできるかどうか。その辺を事務局はどうお考えでしょうかね。

事務局； 私は下水道の担当ですけれども、下水道の方としては二段階ということでは今も言いましたように各々ある程度一定ですから 2 案を答申するわけにはいかないと思うのです。一つの案を基本料金だけ決まりで統一する案で済むのであれば、そういうふうな試算もできますが二つの案を提示してというのはなかなか難しいと思います。

委員； 私が先ほど言ったのは水道料金についてということで申し上げたわけでありませぬ。

議長； 町場と農村部というのは何でも一緒というのは非常に難しいと思います。

委員； 都市によっても大きい都市は地区、地区毎によって違うところが色々ありますけれども、一本に統一するのが統一ではないですから二通りでもやはり統一ですから。

事務局； 私は荒川地区出身ですので委員のおっしゃることで言わせてもらいますと、荒川地区は合併協から離脱したりしたのでありましたけれども、荒川地区は正直に言いまして水道施設が非常に老朽化しておりまして災害が起きた場合にどうしようもない施設もあるので旧荒川町の時に料金を上げるということで計画されたのです。ただ合併があるからその時に統一されるということでやめた経緯があります。私も荒川地区の上下水道を持っていましたので非常に配水池自体が危ないです。

委員； 例えばその旨を合わせて 28 年度までの工事費を村上地区・荒川地区は余計にかかりますけれども、これは次の段階で 3 年、5 年、7 年となれば、その次の所がまた老朽化するわけでそれが十分になるわけであります。十分になるわけですから私は統一する時の出だしで刷り合わせをして、近い線でいってもらいたいと。それで荒川地区と村上地区、その次は山北地区なのか朝日地区なのかを十分にまた 3 年、5 年後にそうになっていくわけですから、あえてそれを事務局で言わなくてもいいと思います。

委員； 途中から上水道と下水道の話が一緒になっているから委員長の提案では両方とも基本料金だけということですね。

事務局； 説明の段階から質疑の段階でもほとんど分けてやっていますけれども、上下水道も今言われたようにごちゃごちゃになって頭の中が整理できない状態になって上水か下水かが区別つかなくなるのも分かりますが、この検討委員会は両方を同時進行していることを理解していただきたい。

委員； 非常に良い意見が活発に出ていますので私は取りまとめるような言い方になってしましますが、先ほど委員さんが言われたように 26 年度を目処に統一していく。ですからその為にこうやって検討委員会で来年度からか再来年度からなのかを決めていこうとやっていけば、いきなりどうこうしなくても良いのではないかなと思います。これはおっしゃる通りだと思います。下水道においては加入率だとかいった形で受益者負担というのはどんどん増えていくことが考えられるわけであります。ただ、高齢化社会において無くなることもあるだろうということも議論に乗かって当たり前ですが、そういうことで今まで諮られていなかったものに一步踏み出したということですよ。先ほども言われた上水道の問題ですけれども、これも段階として調整できるのではないかと考えます。下水道においては完成した時期はそれぞれ違いまして次に荒川地区、最後に村上地区と完成するわけでありますけれども、いずれにしても歴史としてはある程度浅いわけですね。その辺を二段階という形ではなくて統一化は可能なのではないかなと思います。それでも多少は手を加えないかと思います。下水道が基本料金等のある程度統一してやっていくと。神林方式は確かに当時では素晴らしかったはずですが、それが果たして合併してから通用しているかどうかという問題もあるわけです。

その辺の所も踏まえていかなければならない。ですから上水道料金については、もしできたならばそういった区域割りというのでしょうか都市型と農山村型といった形で大変でしょうけれども、そういう方法論も考えていただいたら如何かなということですが、いずれにしても我々は上下水道料金の統一検討委員会ですので 26 年度にはきちんとしたものが出来上がるようにしなければなりません。そういったことを我々は委員として連なっていくのは責任があります。また事務局・行政の皆様方にも本当に渾身の力を振り絞って

いただいて住民の理解を得られるような結論を出していく時間ではないのかなと思っております。前を向いた姿で取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長； 貴重なご意見ありがとうございました。きちっとした意見が聞けるような形にしていきたいなと思っております。まだ時間がありますけれども、何か言い残したことがありましたら後で後悔しますので今の内にどうぞ。

委員； 今、委員さんが言われたことに賛成というか大変素晴らしいなと思いました。何も付け加えるところがありません。

委員； 今ほど委員さんが言ったことを委員長さんはどう理解したの。色々と説明が長くて、まるで分かってないみたいですよ。

議長； それは最後に事務局のまとめ方もあるし、私の意見で最後には申し上げるということにしようかなと思っておりましたけれども、今言われましたので言いますけど今までの事も踏まえて、これからはきちっとしたまとめの為にあなたの言うことも理解していますし検討委員会の方も先ほどの意見に対して述べていたということでもありますから、これからもそのようにしていきたいなと思っております。

委員； 私はこう理解しましたけど違いますかね。基本料金だけと言わないで上水道も下水道もちゃんと検討しましょうと。

議長； それにつきまして私は皆さんに賛同を得て、そういうふうに決まったものですから、それを改めてまた委員さんが言ったことに対して先ほどみたいな事を言うとうまくないので決まったことに対して基本料金をまずもって統一して、そして水道の料金を賦課する形にすると先ほど皆様方からご賛同を得たわけでもありますから、その他につきましては委員さんのご意見はなるほどだなと思っております。他に何か質問はございませんか。

委員； 別な事で良いですか。ちょっと意味がよく分からなかったのですが、この前の市議会に傍聴に行きましたら議員から山北地区の合併浄化槽について補助しようという意見が出ていました。合併浄化槽というのはどういうのを言うのですか。それをちょっと教えてください。

事務局； 山北地区において山間地では山とか川とかがありまして、下水道で迎えにいきたいけれども非常に経費が掛かったりする場所が地区によってありまして、そういう地区については下水道が行けませんので合併浄化槽を設置する地区を指定したのです。そしてその地区に合併浄化槽を付けるときに山北地区では6万円という負担金が掛かりますので6万円を個人に負担してもらって合併浄化槽を設置しました。その後の維持管理について下水道は維持管理を市でやっているのですその地区は合併浄化槽を設置したのだけれども、料金については自分で維持管理をやっているとして修繕費が掛かる場合も補助したらどうかという言い方なのです。

委員； 私は、合併という意味が分からなかったのです。ここの家とそこの家とか集落すべてを合併させて浄化させるのかなと思いました。今のお話で一軒の家でもし尿類と家庭排水等を合併させて浄化して排水するというのを自分の家でもやっています。

事務局； おっしゃるとおりなのです。昔は合併浄化槽と単独浄化槽の二通りがありました。単独浄

化槽というのは飽くまでもトイレからの汚水だけを処理していたわけです。ところが生活環境を守るために一番大事な洗濯水・石鹼水などの生活雑排水が流れないように処理しなければならないということでそれらを処理できるのが合併浄化槽ということです。今おっしゃったとおり汚泥も生活雑排水も処理できる機械というわけですね。山北地区の場合は下水道を計画するとき下水道事業費は非常にお金が掛かります。そこで地域が離れていると処理場を設けられないということで処理場の数を増やすことになりまして維持管理に凄い金額が掛かるのでその人たちには多額の補助金を出します。合併浄化槽の区域 10 集落なのすけれども、その集落の皆さんには下水道の加入促進と同じように合併浄化槽の促進を図ってきたわけですね。それについても 17 年度までにほぼというわけにもいきませんが、200 何十世帯に入っていただきまして今やっている状況であります。料金の問題とか色々ありますけれども、その時の料金としましては下水道の事業をやっておりましたときに公共マスを各個人の宅内にマスをつけるわけですね。そのマスを付ける料金が当時は多くて 6 万円だったのです。それを下水道に加入される方に負担していただきます。そういう負担以外は町で補填しましょうということでありまして、設置した場合は個人のお宅の中に造る施設でありますので本人に維持管理をお願いしますというのが現状であります。

委員； そうすると村上地区あたりでは私みたいに自分で合併浄化槽を造って流している下水道がありますよね。そういうのも下水道工事が終わった後に繋ぐようになるわけですね。杉原はこの前やっと地質調査が終わったばかりですけれども。もう一つは村上地区区長会で下水道の話をちょっとしましたら、最近下水道が出来ちゃっているのが 50%水洗化を繋いだらいいだろうと非常に見通しの良くない話でした。この前の 26 年度までの計画では 70%位までに引き上げようじゃないかという話だったと記憶しているのですが、村上担当の職員の方で実際にどれくらい繋ぐというか加入しているというか何と云うのですか。

事務局； 接続とか言いますけれども、確かに私たちの方でもやっと村上市の市役所周辺でしょうか。皆さんに大変なご迷惑をかけた工事をやっていますし、できるだけ皆さんに加入していただきたいということで私たちの方では工事を行う前に工事説明会ということで各地区に向きまして説明をしたり、接続するにはお金が掛かりますので便所等を修繕する費用についても市で利息を負担したりしてやっていますのでよろしくをお願いしますということで、できるだけ皆さんに加入していただかないと確かに料金に跳ね返ってしまいます。私たちの方としても一生懸命説明しておりますけれども、中には高齢化でお爺ちゃん・お婆ちゃんしかいないようなお宅については私たちの方で告示をして供用開始してから概ね 3 年以内にとお願いしているのだけれども、便所等を直したりするのに非常に経費が掛かるわけですから概ね 3 年以内に繋いでいただきたいということでお願いしておりますけれども、強制力もなく経費も掛かりますけれどもお願いしてできるだけ環境美化に努めたいということで提案しておりますが、今まで以上に 60~70%ということが精一杯かもしれませんけれども、できるだけ繋いでいただけるように提案していきたいと思っております。

委員； 余計な事かもしれないけれども、高齢化の影響の他に村上地区の土地は、うなぎの寝床とか言って間口が狭くて奥に長いですね。そして奥の方に便所があるものだから道路の所まで引くのは長くてたくさんお金が掛かります。そういうことを言っていました。杉原はいつになるのか分かりませんが、その内説明会があると思っておりますがそんな事を心配しております。もう一ついいですか。

是非ともこの総合計画に一般水洗計画というか上水道と下水道の計画が簡単に分かるように書いてありますね。これは区長にだけ配ったのですか。検討委員の方にも 4 ページ位で

すからコピーしてもらえれば参考になるのではないかなと思います。

議長； それでは皆さんからご意見を頂戴したいと思いますが何かありましたらよろしくお願ひします。

委員； 今まで聞いていても統一というのはなかなか難しい部分があるのだけれども、資料No.7-1の“料金策定の根拠”という資料の裏側の2ページ目にあるように東京都の平均が出ていますけれども、これは四人家族で大体1ヵ月10m<sup>3</sup>というのがありますけれども、家族構成が少ない家には不利だというような意味合いで5m<sup>3</sup>も出ていますので基本料金の所で0~10m<sup>3</sup>となっていますけれども、ここも0~5m<sup>3</sup>というのを基本料金として出してやったほうがいいのではないかなと思います。

事務局； 次回の委員会までに基本料金を統一するための試算の段階で5m<sup>3</sup>という案も繰り入れても可能かどうかを検討させていただきます。

議長； ありがとうございます。他に何かありましたらどうぞ。

委員； 上水道の料金が凄く安くて統一するとなれば必ず上がりますと。そこら辺で私たちが委員になって、果たして旧荒川町民に納得していただける料金にするというのは至難の業だと思いますので本当に段階的にちょっとずつ3~5%になったとか、そうやって10%に近づけていくとか、そういう方法は26年度までの間にできないものかどうかは私はよく分かりませんが、そういうふう提案していけるような料金の上がり方だといいいのではないかなと思いました。

議長； 貴重なご意見ありがとうございます。皆さんそういうふう危惧しているわけですから段階的に決めていき、事務局には余り急激な格差がないような形でこの次の資料をよろしくお願ひ致します。

委員； 勉強不足ですけれども資料を見て思ったことは料金関係の面ばかりでなくて、0~10m<sup>3</sup>、11~20m<sup>3</sup>、21~と色々ありますけれども、例えば11~20m<sup>3</sup>の人が件数として一番余計だとかそういうことも考えて基本料金を決めていただければいいかなと考えています。基本料金を一番少ないのにしないでなるべく件数が多い方にやったら思いやりになるかなと考えています。

議長； 一番多い件数の所に焦点を絞って料金や体系を決めた方がいいのではないかというご意見だろうと思います。他に何かありましたらどうぞ。

委員； 合併してきて住民の方は行政の事に対して不便になってきたと言われているのですよ。だから水道料金がまた値上がりすると合併してまた値上がりかと言われるので徐々に上げる案にしてもらいたいですね。行政の事で皆が不便だと言っているのです。それでお願いしたいのです。

議長； そういうふう考えるのが普通だろうと思っております。他に何かありましたらどうぞ。

委員； さっきから聞いてるとちょっと分からないところがあるのですが、都会と田舎、荒川地区と村上地区は都会で山北地区と朝日地区が田舎だという話を聞きましたけれども、人口で

言うのでしょうか世帯数が多いかと言うのでしょうか。私としては山北地区で現在支払っているのが1,900円とか高い金額を出しているの、いつまでも田舎はいっぱい出せと言うのでしょうか。ちょっと分からないのでお聞きしました。

委員； 誤解を招いて申し訳ございませんでした。決して村上地区や荒川地区が都会ということではないのです。いわゆる人口密集しているわけですね。荒川地区においても面積が小さいのです。合併した中で一番小さい面積の中に約12,000人、世帯数でいけば3千数百世帯が住んでいます。水道の工事でもそうなのですがコストが掛からないわけですね。短い距離で工事ができるわけですから今まで掛からなかった金額が抑えられていたから良かったのですよ。

下水道の課長さんも見られていますけれども、それで良かったはずなのです。ただ、やっぱり合併したわけでありますので合併して何でもそうですけれども、消費税でも現在5%ですが一気に15%になると皆さん反対するではないですか。荒川地区は確かに上がるわけですよ。表を見ますと低くは上がるのですが極端な話、この表を見ますと一気に千何百円も上がるような感じになっているものですから、それだとちょっとショックが大きいと折角のものが何をやってたのだという結果を招かないようにするためにクッションを置きながら段階的に最終的には皆さんと合致するような形を取った方が良いのではないのでしょうかという意味合いで申し上げたわけでごさいます、決して都会だとかそういうことではないのです。

農山村という位置付けにあるものですから、皆様方に見れば非常にコストのかかる工事をしていくわけですね。それから先ほど下水道の関係で合併浄化槽とは何だと委員さんがおっしゃいましたけれども、ようは地理的な要件でこっちからそこまで本当に何kmも離れたところに公共下水道を這わせる必要があるのかと。その時にコンバートしたり強制排水したりをすともっと多くかかってしまうわけですよ。ですから各集落単位とかせめてこの要件でいくからベストではないかもしれないけれどもベターという、より良い方という選び方をするわけですよ。それをやっているなら各集落単位の農集排事業額がそういったことで安く済むような処理槽を作って、そして管理は行政の方でしていただくということですね。行政側もできるだけ住民の負担が少ないように、しかし市がこの事業において赤字になってしまったら一体どうなるのかということですよ。そうした場合にどうしても市民に申し訳ございませんがもう少し税金を上げてくださとか言ってくるわけですから、ここだけの問題でもないし、自分たちだけの問題でもなく村上市全員、約67,000の人達に負担をかけないようにするためにこうやって勉強会をやっているわけですからその辺をご理解頂きたいと思えます。

## 5. その他

議長； ありがとうございます。それでは時間もだいぶ迫ってきましたのでこの辺で締めたいと思います。事務局の方で今日皆さんにお集まり願ったわけでありますが、その中で詳しく次の会議まででなければその前でもいいし、委員さんの色々なご意見がありましたのを個別に書いて、それからどういうふうに対応するかはちょっと難しいのではないかと思います。私の中に入りますけれども、できましたらきちとした線を出していただいて、次回の委員会の検討内容も報告した方が委員の皆様への心構えとか勉強のしようがあるだろうと思いますのでその辺も加えて資料の作りにはしたら簡単だと思います。今日の議事録も一緒にはさめていただければ非常に理解しやすいと思います。事務局さんよろしくお願ひ致します。

事務局； 大変ありがとうございます。方向を示していただいたり、ご意見も色々と頂いたりしましたのでそれらの事も勘案しながら、次回の委員会にはきっちりとした資料を作って委員の

皆様にお示ししたいと思います。先ほどありました荒川地区と村上地区、それ以外の所の選択方式を二つに分けるとするのは基本料金を統一しようということでございますので、できれば一本化にさせていただければなと思っております。

議長； 合併協議にもそういうふうなものは無いわけでありまして、それらを事務局で検討しなおして、きちっとした回答をお願いしたいと思います。

委員； 参考資料を作ってくれるのでしょうか。結局、皆さんに協議されて後日にするに至ったのですけれども、これはまた別の事ですので私が何度も申し上げましたように出だしがやや僅差で出だすにはそういった刷り合わせが大事だということなので誤解のないようにご理解頂きたいと思います。

委員； 今委員さんがおっしゃった内容で確かに大変でしょうけれども、何と申しますか下水道はこう言ってもいいのだと思いますよ。上水道はどうしても格差が大きすぎるのでその辺をちょっと最終的に刷り合わせられるような所まで持って行けないでしょうかね。

事務局； 今のお話からいきますと最終的に統一した料金体系というものが一つあって、そこまで行く段階での部分を検討する余地はあると思います。ただ、先ほど委員さんがおっしゃることの思いとしては1本に統一しなくても2本立てでも良いのではないかとこの部分は26年度に統一する部分で2本立てでも良いのではないかとこの想いで発言したのではないかと私は理解しております。そうすると数字的にはそういう分け方もできるかと思いますが中身を見ていくと逆に分けた内容によっては、そこでまた不公平感が出てしまうのではと思います。

委員； 例えば、私がそういった僅差で出だしていただきたいということで二本立ての案でと申しましたけれども、そうすると足りない財源はどこから持ってくるのかと、そして一般会計からの繰り入れとなりますよね。例えば企業会計で賄えない部分が一般会計から出ているのを何とかしなければならぬわけで、それでなければ2,000円を少なくする、1,000円少なくする、500円高くする、1,000円高くするところを調整するわけですから、それを上手に刷り合せた事務的な案を作っていただければ、それで納得できますし、また一つ皆さんに聞かれた場合に例えば2,000円も安いのに荒川だけは千何百円も高いのかと言われた場合、先ほど下水道課長さんが言われたように今までは今までどおりですし、今後3年～5年経つとお互いに次々と古いのを新しくとなってくるけれども、そんな事をお願いを申し上げたわけがあります。ただ、いずれにしましてもこの会を運営していかなければならないし、決められた期日までには委員会で調整しなければならないという事も分かっております。よって検討を重ねた結果、やはりそんな所に無理があったのならば事務局さんお願いしますということ です。

議長； 飽くまでも検討委員会でありますから、きちんと検討するのが我々の筋だろうと思いますので事務局もできる範囲内で先ほどの10㎡ではなく、5㎡も良いのではないかとこのご意見もありましたし、対比してこうだったらこうだということを資料でお願い致します。

事務局； 分かりました。できるだけやっています。

委員； 先ほどちょっと付け加えましたけれども、一般会計からの繰り入れを考えない場合であるとやはり基本料金の上げ幅で何とか調整していかなければ全体財源を動かさなければならぬ

いわけですから、そんな事になろうかと思うのですが。

事務局； 旧荒川の場合は簡易水道がないものですから、すべて上水道です。ご承知のように上水道は企業会計でございますので一般会計から繰り入れは原則ございません。簡易水道の経費は本当にかかっていないのですけれども、仮に住むべきところでは簡易水道や上水道があるわけですけれども、それも同じ自治体の中に差があつては悪いのではということで上水道料金にこの事態を合わせているわけですけれども、その差額ひいては一般会計から繰り入れといった形になっていますのでバランスを見ながら試算をさせていただこうかなと思っております。

## 6. 閉会

副委員長； それでは長時間に渡って、委員の皆様たいへんご苦勞様でございました。今日は活発な意見を事務局の方である程度まとめて次回に備えていただきたいと思います。これで検討委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。